

『福祉保健活動団体』としてご登録・ご利用いただけるのは、「横浜市福祉保健研修交流センター条例 第4条各号」に掲げる下記に該当する個人・団体です。

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う営利を目的としない団体及び当該事業に従事する者
- (2) 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設の開設者及び当該施設の業務に従事する者
- (3) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者及び当該事業者の業務に従事する者
- (4) 民生委員その他国又は地方公共団体から委嘱等を受けて福祉活動、保健活動等に従事する者
- (5) その他前各号に準ずる福祉活動、保健活動等を行う営利を目的としない団体及びこれらの活動に従事する者と指定管理者が認める者

【福祉保健活動従事者(団体)の該当例】

○次の法人・施設及び従事者が対象となります。

社会福祉法人、医療法人、学校法人・国立大学法人（福祉保健関係学部があるもの）、生活協同組合、農業協同組合、健康保険組合、労働組合、公益財団法人、公益社団法人、指定訪問看護事業者、医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、調剤薬局他）、民生委員児童委員、主任児童委員、障害者相談員、保健活動推進員、保護司等

【定款・活動内容により該当することがある団体（該当しない場合もあります）】

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、専ら福祉保健活動を行う任意団体

⑨ 上記に該当しない場合は一般団体としてのご利用となります。